

# 自動実行型ADRサービスにおける参加者の費用負担方法のあり方に関する一考察

## 電子的自力救済型個人データ保護制度を中心に

橋本 誠志

### あらまし

ネットワーク上への個人データ流出では、伝統的な司法手続による救済はデジタル情報の即時流通性との間のタイムラグにより、訴訟手続中に流出した個人データの2次流出により、その機能を十分に果たしえなくなることが考えられる。筆者はこれまでの研究において個人データのネットワーク上への流出直後から司法手続が終結するまでの間の2次侵害発生を防止し、司法手続を補完する制度が必要であるとの観点から電子的自力救済型個人データ保護制度の設計を試みてきた。

本稿では電子的自力救済型個人データ保護制度の設計のうち、特に制度運営のための費用負担のあり方について、税方式、補償金方式、保険金方式、補助金等について、そのメリットとデメリット、及び導入に際しての現状における課題について検討し、電子的自力救済型個人データ保護制度の財源制度のあり方として私的録音録画補償金型の情報通信機器への価格転嫁型一括收受形式の補償金方式として設計するのが現実的であるとの方向性を得た。今後は、PCや携帯電話のような情報通信端末を利用しない層の個人データの流出における救済の実効性が問題となることが予想される。この問題に対応するためには、単一の財源に頼るよりも総合的な財源調達システムを検討することが必要である。

### 1. はじめに

ネットワーク上に個人データが流出した場合の救済手法について、伝統的な司法手続は、国家による強制力が担保されたフォーマルな手続である。反面、司法手続は性格上手続終結に長時間を要する。故に、デジタル情報の即時流通性との間のタイムラグにより、訴訟手続係属中に流出した個人データが2次流出することが懸念される。それ故、司法手続は、今後、当該被害の救済について、その機能を十分に果たしえなくなる虞がある。この問題への対応として、筆者は個人データの2次流出による被害発生を防止する観点から自動実行型代替の紛争処理（“Alternative Dispute Resolution”，以下ADR）機能を有する電子的自力救済型個人データ保護制度の設計を試みてきた<sup>1,2</sup>。このうち、本稿では、特に制度運営のための制度参加者の費用負担のあり方につき検討する。

### 2. 電子的自力救済型個人データ保護制度の概要

本章ではまず、検討の前提として本研究で制度設計の対象となる電子的自力救済型個人データ保護制度について概説する。

<sup>1</sup> 橋本誠志「ネットワーク上における個人データ流出と被害拡散防止制度の設計に関する一考察」『設立20周年記念懸賞論文集 平成15年度情報通信学会年報』（財団法人情報通信学会）、（2004）、pp.89-103

<sup>2</sup> 橋本誠志「ネットワーク上への個人データ流出と被害拡散防止制度について」『情報ネットワーク・ローレビュー』Vol.5（情報ネットワーク法学会・株式会社商事法務）（2006）、pp.71-84

## 2.1 制度設計の必要性

近時の個人データ流出では、(1)流出データ量の多量化、(2)流出データ内容の詳細化、(3)流出データに対する外部アクセスの増加、(4)ネットワーク経由の外部攻撃による流出の増加傾向が見られる。また、仕事を自宅に持ち帰る労働者が増加し、労働者の公私の区別がなくなってきた。そのため、私有PCに業務データを保存し、当該PCにWinnyのようなファイル交換ソフトを導入していたところ、当該PCがウィルス感染し、ネット上に個人データが流出する事例は官民間問わず、頻発している。ネットワーク上への個人データ流出はもはや他人事ではなく、いつ自分の身に振りかかってもおかしくない身近な問題となっている。ネットワーク上に個人データが流出した場合、被害者への民事的救済は、民法等既存の法体系下でなされる。ところが、現在のオフライン型の司法手続は、そのスピードの面で上記トラブルの救済には対応できない。

まず、プライバシー権生成以来の伝統的な民事的救済手法である不法行為構成では、訴訟手続による不法行為に基づく損害賠償請求債権の確定と執行の2段階の手続を経なければ、法的救済手続が完了しない。司法手続は国家の強

制力が担保されるのが最大の特徴である。それ故、司法手続では慎重な審理が要求され、宿命として紛争解決に一定時間を要する。民事事件第一審の平均審理期間は2004年現在8.2ヶ月である<sup>3</sup>。少額訴訟手続のように比較的早期に手続を終結しうる制度も存在するが、証拠の面でネットワーク上への個人データ流出には使いづらい限界がある。訴訟の迅速化については、他に裁判の迅速化に関する法律(平成15年7月16日法律第107号)で国、裁判所、日弁連、当事者の責務が定められ、刑事裁判でも2006年10月より即決裁判手続(刑事訴訟法350条の8)が導入された。また、オンライン申立やeサポート裁判所構想のように情報技術を司法制度に取込む研究や取組も進められている。しかし、ネットワーク上の情報伝送速度はこれらの制度や取組<sup>4</sup>をも超越する。

ネットワーク上に流出した個人データの回収は、「人海戦術」の側面が強く、現状では、事業者の自主的な被害拡大防止措置が個人データの2次流出リスクを劇的に緩和するには至らない。故に被害者は最初の侵害に対して勝訴判決を得ても本当の救済を得たと感じることはできない。このことは事業者側の自主的な被害拡大防止措置が個人データ流出による各種リスクの緩和にならないという問題を生み出す。

一方、契約構成<sup>5</sup>では、データ主体による同意

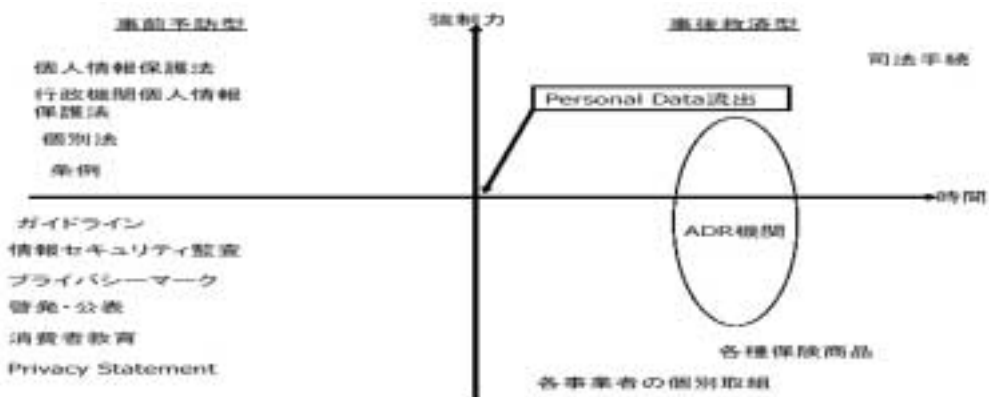


図1・わが国の個人情報保護関連各制度の時系列別・部門別分類

<sup>3</sup> 最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』(2005.7.19) p.19

<sup>4</sup> 情報技術と司法制度改革の関係について、司法制度改革と先端テクノロジー研究会『司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言』(2004.2) 特集「情報技術と司法制度改革」『法律時報』941号(2004)の各論考等を参照。

<sup>5</sup> 吉野夏巳「民間における基本的個人情報の保護」『クレジット研究』No.22(1999), p.144

の有無の一点が要件となる。故に、不法行為構成で必要な(1)私生活性、(2)秘匿性、(3)非公知性の3要件は不要となる。契約構成の要件面の特性は、不法行為構成に比べ、早期解決の面で優位性となる。しかし、個人データ流出問題を消費者問題の一つと考えた場合、契約構成にも問題は残る。事業者 消費者間の交渉力格差問題の存在と契約制度の効力が相対的である点である。故に、契約関係外の第三者による侵害には結局、不法行為構成に拠り、全体の解決の迅速性という利点が縮減する。以上から契約構成も解決の即時性の観点からは決定的な解決手法とはならない。

以上、現行司法制度のみでは、デジタル情報流通の即時性に対応できない。その他の個人情報保護関連制度は、各制度間の強制力と各制度がサポートする時間帯の両面で総合的連携が薄い。故に、デジタル情報の即時性に対して司法制度が抱える本質的限界を補完するに至っていない(図1)。今日、データ主体たる消費者には自ら積極的に行動を起こし、眼前のトラブルを主体的に解決する自立的消費者(データ主体)像が求められている。しかし、現状を放置すれば、被害者は司法手続による救済はおろかADRによる救済すら安心して受けることができず、自立的データ主体像の理想も画餅に帰す。データ流出をプライバシー侵害に発展させないブリッジ的役割を担う新たな救済システムを導入し、制度間のタイムラグを解消する必要がある。

## 2.2 電子的自力救済型個人データ保護制度案の概要

上記ブリッジ機能を果たす制度の設計には(1)ネットワーク上での自動実行可能性、(2)個人データの譲渡可能性への配慮、(3)現行制度との整合性への留意が必要である。以上を満たす手法として筆者はライセンス制度の保護手法を転用した流出データへのアクセス自動停止型アプローチを主張してきた。プライバシー問題自体は著作権取引契約の外部問題<sup>6</sup>であり、ライセンス型制度の導入には賛否が分かれる。しかし、現行司法

制度の持つデジタル情報の即時性への限界を補完し、個人データ流出時の被害拡散防止に初動的に対応する手法としてはライセンス型制度が最も現実的である。また、著作権保護分野で問題となっている情報の大量複製可能性、非劣化性、即時流通性等の性質は、個人データ流出問題にも共通する。他にもライセンス型制度では、契約構成での限界点であった契約関係外の第三者への実効性や手続の自動化によるデータ主体間同士の経済格差縮小に対応できる点が優位である。

現行個人情報保護法にもあるように個人データ保護制度の設計では個人情報の有用性、つまり譲渡可能性への配慮が不可欠である。この点、ライセンス型制度は、個人データの譲渡制限を最小限に抑えた制度が設計できる。著作権保護分野では、管理団体による権利集中処理が広くされているが、過度の集中処理は権利の一人歩きを招く<sup>7</sup>。個人データに関しても集中処理の独占による人格権への影響を防止するため、(1)データ主体の交渉力確保、(2)アウトサイダー事業者への対応策、(3)ライセンス処理手続の自律性を考慮すべきである。

ところで、無数のサイトが存在するネットワーク上ではデータ主体本人の情報管理レベルの維持が重要である。また、正当なアクセス権限を持つ事業者のデータ処理に電子的自力救済が誤って適用されると、正当なアクセス権を持つ者の権利が害される。そこで、実際に電子的自力救済を運用するためには、(1)データ主体 事業者間の契約交渉をサポートする代理機能、(2)収集済個人データの現状管理機能、(3)電子的自力救済の実行状況のチェック機能を持つ第三者機関を設置し、データ主体、事業者両方の権利が害されないように監視し、万一当事者の権利が害された場合に、速やかな救済を図る必要がある。

(1)の交渉代理機能については、一部のサイバーADRにおける自動交渉サービス<sup>8</sup>が存在する。また、プライバシー情報管理システムの中には、事前登録されたデータ主体側のプライバシー開示ポリシーと事業者側のプライバシー・ポリシーの照合によるライセンス条件の自動生成システムを搭載するものがある<sup>9</sup>。これらと電

<sup>6</sup> 北川善太郎『コピーマート』(有斐閣・2003), p.122

<sup>7</sup> 北川, 前掲(注6)著, p.44

<sup>8</sup> 町村泰貴「現実のものとなりつつあるサイバーADR」『法学セミナー』No.560(2001), pp.38-39

<sup>9</sup> <http://www.nmda.or.jp/nmda/tech-report/report03/html-file/02-07.html> (2006. 8. 5 確認)

子代理人を用いて契約内容をチェックすることもできるが、迅速な権利処理、及び事業者側の情報管理コストの面からはライセンス条件は定型化されている方が簡便である。以上と(2)収集済個人データの現状管理とデータ主体への報告機能、(3)電子的自力救済の実行状況に関するチェック機能を総合すれば、制度設計として個人データの流通状況と電子的自力救済の実行状況を同時に管理する個人データ流通管理機構を設計するプランが浮上する。

#### 【制度設計】

裁判所の監督下に法律に根拠を持つ公的個人データ流通管理機関(以下、「機関」)を設置する。機関の委員会は事業者のプライバシー・ポリシーの動向を監視し、電子的自力救済の利用に関する統一契約フォームを策定する。

個人データは機関が策定した電子的自力救済の利用に関する統一契約フォームにデータ主体、データ収集者が同意し、統一契約フォームを逸脱していない旨の機関による契約内容の認証とデータ主体の認証がある場合に限り、データ収集者はそれを記録できる。データ収集者はインターネット上でのサービス提供に当たって電子的自力救済に関する契約条件をデータ主体に放棄させることはできない。

個人データを保持するデータ管理者は、機関に対して、個人データを保持しているこ

とについて開示しなければならない。機関によるプライバシー侵害を防止するため、(1)実データ自体は登録せず、個人データ管理者名とデータ主体のID番号のみを登録する、あるいは、(2)個人データの仮名登録と流通記録との分別保存を義務付ける。

個人データの第三者への流通は、上記の要件を満たした上で、更に当該データ流通の概要と譲受者に関して譲渡事業者の最高経営責任者が認証した裏書を必要とし、これらを欠くデータに無権限の第三者がアクセスした場合、データは破壊される。(電子的自力救済の発動)

電子的自力救済が実行された場合、データパケット内蔵のプログラムにより自動的に機関へ通知される。(図2)

機関は、相談窓口を設置し、データ主体からの相談や不正な電子的自力救済が行われた旨当事者が不服申立てを行った場合、データ管理者が開示した個人データの流通記録を参考に、調査部門が調査及び回答を行う。データ主体は、機関に対して自己の個人データの所在を何時でも検索・照会を行うことができる。

電子的自力救済が誤って実行された場合等にデータ主体や事業者に生じた被害の救済を迅速かつ効率的に行う事を目的とする補償金制度を創設する。における調査の結果、電子的自力救済の誤発動による損害の

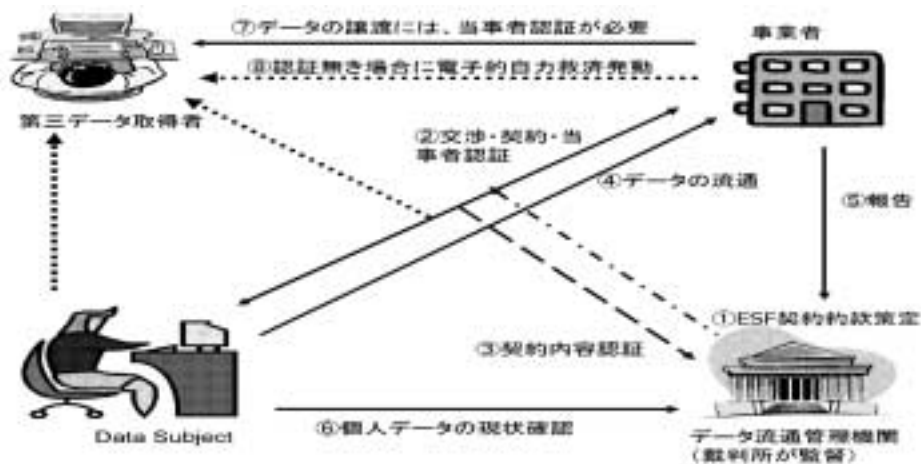


図2・データ流通管理機関を核にした電子的自力救済型個人データ保護制度

発生が認められた場合は、機関は当事者に対して補償金を支払う。

機関は、～ の手続きに関し、その実施状況を定期的に裁判所に報告する。裁判所は報告に対して意見を述べるができる。また、機関の行った措置に不服のある場合は、司法手続による救済を受けることができる。

の原資を含めた電子的自力救済制度の財源は事業者、データ主体から事前徴収する。  
(図3)

上記制度の実施主体像については、以下の類型が考えられる。まず、実施機関が(電子的)自力救済という現行司法制度で認められていない強力な手法を扱う関係から司法機関との緊密な連携を重視する考え方である。本稿では現時点では電子商取引等、電子ネットワーク上で直接、消費者から事業者へ個人データを提供する場合を想定している。この点を重視すれば、電子ネットワーク上でのビジネスモデルに精通した民間部門に比重を置く考え方、最後に両者の中間的性格を持つ組織を設計する考え方がある。

司法機関との連携を重視する場合、実施機関を現在の裁判所の完全な下部組織として設計するプランがまず考えられる。しかし、裁判所の完全な下部組織としてしまうと人材確保の面で難

がある。そのため、上述の【制度設計】のように法律に根拠を持つ機関を新たに設計するケースが次に考えられる。本稿提案をネットワーク上で消費者が自立して行動し、眼前のトラブルを主体的に解決するための司法支援制度の一種と考えれば、参考となる組織設置形態としては、綜合法律支援法(平成16年法律第74号)に根拠を持つ日本司法支援センター(法テラス)<sup>10</sup>が独立行政法人として設置されている例がある<sup>11</sup>。日本司法支援センターの業務は、情報提供・窓口業務、民事法律扶助、弁護士過疎対策、国選弁護、犯罪被害者支援がある。現状では、本稿提案の電子的自力救済制度の実施は業務として想定されていない。しかし、組織設置形態やセンターの業務を実際に遂行する人材の確保策としてスタッフ弁護士制度<sup>12</sup>を導入する等、本稿提案の実施主体の人材確保形態を策定する上で参考となる<sup>13</sup>。

第2の民間部門に比重を置くアプローチの例としては、電子商取引一般に発生するトラブルに関する相談を扱う ECOM ADR が2004年11月からの1年間に2328件の相談を受付ける等実績を挙げた例がある<sup>14</sup>。【制度設計】に示した電子的自力救済の実施状況に関するレフリー役としての役割を果たす上で技術面をも含めた正確な判定を行うことができる人材の確保について

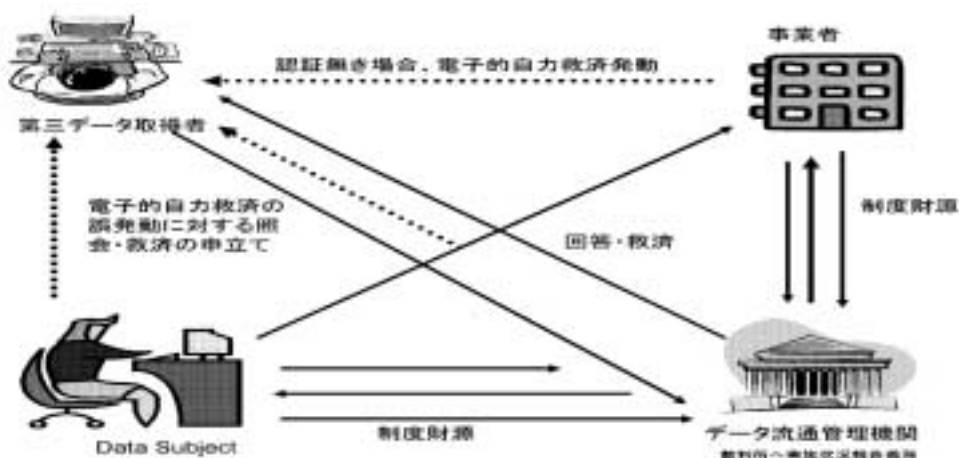


図3・電子的自力救済誤発動時のADR型救済制度

<sup>10</sup> <http://www.houterasu.or.jp/> (2006.11.13 確認)

<sup>11</sup> 独立行政法人がADRを提供している例としては国民生活センターの消費者相談等の例がある。

<sup>12</sup> [http://www.nichibenren.or.jp/ja/judicial\\_support\\_center/staff\\_annai.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/judicial_support_center/staff_annai.html) (2006.8.10 確認)

<sup>13</sup> 司法制度との連携を重視する観点からは他に日弁連の関連組織とするプランもあろう。

<sup>14</sup> [http://www.ecom.jp/adr/ja/html/p\\_05.htm](http://www.ecom.jp/adr/ja/html/p_05.htm) (2006.8.16 確認)

は、前者よりも有利であると思われる。一方、中立性の観点からは事業者との距離のバランスの取り方が問題となろう。

本稿の【制度設計】では組織設置形態として上記司法支援センター型の公的性格を持つ組織を想定したが、組織の機動性を重視すれば以上を総合したNPO型の中間的組織を設けるアプローチも考えられる。いずれのアプローチを採用するにしても法学、技術双方のバックボーンを持つ人材をバランス良く確保し、特定の産業、組織や人物の利益のみを保護することなく、公正な判断による手続的正義が確保されなければならない<sup>15</sup>。

### 2.3 電子的自力救済型個人データ保護制度で期待される効果

本稿で提案した電子的自力救済型個人データ保護制度の効果として以下の諸点を挙げる。

#### 【データ主体側にもたらされる効果】

司法手続等オフラインの救済手段を利用している間の流出データの拡散による2次侵害発生リスクの低減  
個人データ流出時の事後救済プログラムの拡充による選択肢の拡大  
個人データ流通管理専門機関の設置による相談窓口の増加

#### 【事業者側にもたらされる効果】

個人データ流出時のデータ主体側の2次被害発生リスクの低下による事業者側の経済的、信用的損失と法的リスクの低減  
データ流通管理の専門機関の設置による事業者の事後対応の効率化  
電子的自力救済による流出データ破壊に伴う保有個人データの資産価値の維持  
分散処理や間接取得等の既存のデータ処理方法の維持

#### 【その他の効果】

個人データ流通管理機関のADR機能による個人データ流出関連訴訟提起数減少と裁判資源効率化

個人データ税と個人データ保護減税の導入による再分配効果による個人データ保護対策への取組みに対する事業者間の不公平感縮小（事業者に対して税方式による費用負担方式を採用した場合）

専門機関設置による個人データ流通管理の専門知識を持った人材の育成促進

以上のように個人データ流出によるデータ主体側の被害拡散リスクが低減することは事業者側が被る各種リスクの縮小にもつながる。以下では、本稿の目的である本制度の導入によって必要となる費用の負担方法のあり方について、検討する。

## 3. 電子的自力救済型個人データ保護制度の費用負担に関する制度設計

### 3.1 総論

上記の提案の実現には2.2の【制度設計】で示した補償金の原資と機関の運営費用が必要である。以下の議論は、上記【制度設計】の機関設置形態に拘泥するものではない。

電子的自力救済は自律的なコンピュータ・プログラムによって自動的に実行される。本制度の参加者像として情報処理技術に決して明くないデータ主体の参加を想定している。そこでプログラムの誤作動等により誤った内容の電子的自力救済が実行された場合、いつ、どのような内容の誤作動が発生し、どれだけの被害が発生するのか、データ主体に対して予測可能性を期待することは酷である。故に本制度の参加者であるデータ主体に対して、プログラムの誤作動により、誤った内容の電子的自力救済の発動により正当な権限を有する個人データ取扱者が被害を受け、司法手続により救済を求める場合、以下の限界がある。第一にプログラムの誤作動原因の分析・特定だけでも、大量の個人データが分散利用されている現在では時間がかかる。また不正な電子的自力救済の誤発動に関する救済事件のすべてが従来型の司法手続によってなされると裁判資源の浪費を招くことから、第一次的

<sup>15</sup> 夏井高人「手続的正義 情報社会における社会構造の変化と正義の維持」『法とコンピュータ』No.23（2005）pp.49-51

な救済プログラムとしては補償金制度に拠った方が、より効率的な権利者保護をはかることが可能である点から導入を提言する。

本補償金の原資については、機関運営資金を含めて制度参加者からを徴収する。一般的にオンライン上のADRのような新たな形態のサービスでは、マーケットが当該サービスの価値を決定するのにいくらかの時間を要し、マーケットにおける価値が高いと判断されれば、マーケット自体がADRサービスに経済的援助を行う。一方でサービスの利用者側も当該紛争の項目の価値が高く、手続きが複雑でなければ、制度の利用者はコストが比較的安価であると判断して、当該サービスに費用を支払う価値を見出す<sup>16</sup>。つまり、ADRサービスの利用した場合の結果を予想して、参加を決定することになる。本研究で構想する電子的自力救済型個人データ保護制度もその自由意志で任意に制度に参加する者からのみ費用を徴収することももちろん可能である。しかし、本稿構想における電子的自力救済型個人データ保護ADRは、電子的自力救済プログラムの誤作動が制度参加者の予見可能性の範囲外で発生する点につき、この制度参加者の予見可能性の限界を補うために機関に第一次的な救済手続を委任する。また、これまで述べてきたように、ネットワーク上への個人データ流出は、もはや情報通信機器の保有を問わず、国民全員が被害者・加害者の双方の立場に立つ可能性がある。この状況に対応するには、自らインターネットを利用するか否かを問わず、広く本制度を適用して、現行司法制度のデジタル情報の特性に対して持つ本質的限界をカバーし、救済の実効性をより高める必要がある。故に、単にサービスを利用する度に費用を支払うという都度方式よりも事前に一定の費用を幅広く制度参加者に負担してもらう方法が適当である。具体的なプランとして税方式、保険金方式や著作権分野で導入されている私的録音(録画)補償金<sup>17</sup>を範とした補償金方式が、また制度参加者以外の者からの出資を得る形式として補助金方式や寄付等が考

えられる。

## 3.2 税形式による財源の徴収

### 3.2.1 税形式の特徴

上記の各方式のうち、まず税方式について見ると、税方式の利点の最たるものはその強制力であることは論を待たない。税方式を採用した場合、課税庁には種々の税務調査権が与えられている。課税庁の調査権は大別して、(1)実体税法上の調査権として納税義務確定のための資料収集を目的とした調査権(所得税法、法人税法等)、(2)租税徴収を目的とした滞納処分のための調査権(国税徴収法)、(3)犯則事件のための調査権(国税犯則取締法)の3種に分類できる<sup>18</sup>。また、国税通則法上の延滞税・利子税・加算税といった附帯税制度や通告処分制度、さらに税務訴追手続といった種々の強制力担保制度が存在する。また、税方式では再分配機能が働くため、上記2.3【その他の効果】の にあるように個人情報保護法の重層的な規制や業界の自主規制で捕捉できないアウトサイダーが得た個人データ流出関連の利益を個人データ保護問題に真摯に取り組む事業者やデータ主体に再分配することが可能となる。その一方で、税の持つ強制力は納税者の負担感を呼び起こし、納税者を租税回避行動へと導くことがある<sup>19</sup>。また、制度財源について、個人データを取得・処理する事業者を納税義務者とした場合、法人税のようにデータ主体への転嫁が発生するケースも考えられる<sup>20</sup>。税方式を採用する場合には公平性、中立性、簡素といった租税の3原則について、相互に関連し、これらの相矛盾する要請の優先順位とバランスを考える必要がある<sup>21</sup>。以下、想定される課税パターンと租税原則との関係について概観する。

<sup>16</sup> Ethan Katsh and Janet Rifkin, *Online Dispute Resolution: Resolving Conflicts in Cyberspace*, JOSSEY-BASS, 2001, pp.23-24

<sup>17</sup> 私的録音補償金管理協会 <http://www.sarvh.or.jp/> (2006. 8. 20 確認) 私的録音補償金管理協会 <http://www.sarah.or.jp/> (2006. 8. 20 確認)

<sup>18</sup> 北野弘久『税法学原論』p.362

<sup>19</sup> 牛嶋 正『租税原理』p. 4

<sup>20</sup> 北野, 前掲(注18)著, p.35

<sup>21</sup> 牛嶋, 前掲(注19)著 p. 7

### 3.2.2 課税ベースと課税方式の検討

具体的な課税パターンとしては、(1)事業者が実際に取得、処理する「個人データ量」をベースとする考え方、(2)データを処理するコンピュータ機器の全体、あるいは特定パーツをベースとする考え方、(3)インターネット接続契約、つまりユーザーアカウントに対して課税する考え方、(4)人头税とするパターン等が考えられる。

(1)は、事業者側に個人データを利用することによって得ることができる利益と負担が予想されるリスクのバランスを取り、より少ない個人データ量で事業者がその業務を遂行できるよう、一層の努力を求める趣旨である<sup>22</sup>。徴収方法としては、事業者から個人データの収集量、つまり収集した個人データのデータ主体の延べ人数と収集項目に比例した金額を徴収するプランが考えられる。収集項目については、住所、氏名、電話番号のような基本情報に加えて、ネットワーク上に流出した場合、特にプライバシー侵害に発展しやすい(データ主体が不快と感じやすい)項目をランク付けし、例えば年収のような付加的情報を収集する場合に年収項目の収集には加算税率を適用するプランも考えられる。個人データの収集サンプル数に加え、収集項目をも加味した課税を行うことは、各収集項目に対する加算率を常時見直すことで、その時点での個人データ流出から派生するプライバシー侵害リスクを適正に評価できる。また、事業者側により少ないデータ量で業務を遂行する省個人データ化を促す。その一方で(1)の方式はデジタル信号のビット数を計測して、課税ベースとする取引税として構想されたビット税<sup>23</sup>に類似した課税方法

となる。

(2)については、コンピュータ機器、あるいは個人データの記録メディアであるストレージデバイスを保有している法人、個人が対象となる。当該機器の購入時に一定の税額を収める。リースや所有権留保のように実際の使用者と物件の所有権者が異なる場合は、所有権者が納税義務者となるが、実際には当該機器を業務上使用している者への転嫁が発生することが想定される。

具体的な課税イメージでは、コンピュータ機器全体を課税ベースとする考え方と個人データの記録メディアであるストレージデバイス(コンピュータに内蔵、又は外付けを含む)に着目し、デバイスの記憶容量に比例して、例えば、HDD 1 GBあたり50円を徴収するといった課税パターンが考えられる。本方式を採用した場合に得られる年間税収を見る。まず、IDC Japan社の推計による2005年(1~12月)の国内PC出荷台数は1461万台<sup>24</sup>である。また、(社)電子情報技術産業協会が2006年4月27日に発表した2005年度(4~3月)の国内コンピュータ出荷台数は1286万台<sup>25</sup>である。また、同協会のまとめによるメインフレーム・ミッドレンジ・ワークステーションの2005年度の国内出荷台数はメインフレームが949台、金額ベースでは193,334百万円である。次にオープンサーバーは、477,018台、金額ベースでは623,475百万円(内訳としては、UNIXサーバーが62,735台(322,803百万円)、IAサーバーが414,283台(300,672百万円)、独自OSサーバーが3,527台、金額ベースでは34,918百万円)、そしてワークステーションが151,109台で金額ベースとして53,020百万円である<sup>26</sup>。業務用のワークステーションは導入者の事業形態や導入時点の業務ニーズにより複雑にカスタマイズ

<sup>22</sup> ドイツ法においては、データ節約原則が規定されている。1997年の情報・通信サービス大綱法(luKDG)中のテレサービスについての情報保護特別法である「テレサービスデータ保護法(TDDSG)」では、システム上のデータ保護(systemdatenschutz)原則が規定されている。これは、技術により、収集・利用される個人データが最小限化され、個人に関連づけられることを回避させることをハードウェア、ソフトウェアを通じて、システム上確立されるように要求している(3条4項、4条2項)。このデータ回避・節約原則は、その後2001年5月に、連邦個人データ保護法改正に反映され、3a条において、データ処理設備のシステム構成・選択は個人関連データ量を少なく処理するという目標に従わなければならないと定めている。わが国においては、個人情報保護法案にこうしたデータ節約原則は盛り込まれていない。個人データ税の導入は、このデータ節約原則の発想を、わが国経済社会で効果的に取り入れるための制度的仕組みでもある。

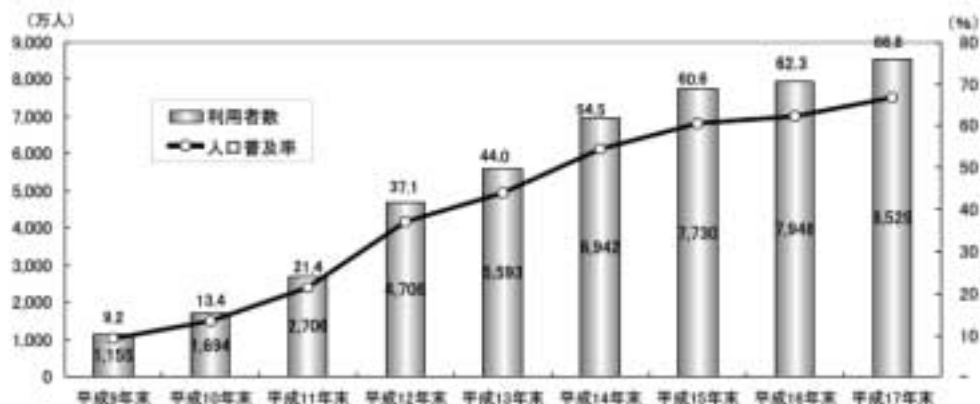
<sup>23</sup> 渡辺智之『インターネットと課税システム』(2001) p.22

<sup>24</sup> IDC Japan, 2006年3月14日発表プレスリリース <http://www.idcjapan.co.jp/Press/Current/20060314Apr.html> (2006. 8. 11 確認)

<sup>25</sup> [http://it.jeita.or.jp/statistics/pc/h17\\_4q/index.html](http://it.jeita.or.jp/statistics/pc/h17_4q/index.html) (2006. 8. 11 確認) なお、本統計の参加企業はアップルコンピュータ、アロシステム、NEC、沖電気工業、シャープ、セイコーエプソン、ソーテック、ソニー、デル(2004年度第二四半期より統計に参加)、東芝、東芝パソコンシステム、日本ヒューレットパッカー、日立製作所、松下電器産業、富士通、三菱電機インフォメーションテクノロジー、レノボ・ジャパンの17社である。

<sup>26</sup> <http://it.jeita.or.jp/statistics/midw/h17/table1.html> (2006. 8. 11 確認)





出所：総務省情報通信政策局『平成 17 年 通信利用動向調査報告書』p.33

図4・わが国のインターネット利用人口と人口普及率の推移

される。故に単に台数をベースとするのがよいかは検討の余地がある。仮に業務用ワークステーションを無視し、PCのみを課税対象とした場合でも、PC 1 台につき 500 円を課せば、約 60 ～ 80 億円の収入が見込まれる<sup>27</sup>。

ストレージデバイスの容量に着目した場合、IDC Japan社の推計による2005年の国内のディスクストレージシステムの出荷容量は144PB(ペタバイト)<sup>28</sup>であることから、仮に1 GB 当たり 50 円を課税するとすれば、約 70 億円前後が見込まれる。

(3)(4)のように人に着目して課税を行う場合、インターネットの利用の有無に関係なく国民全体に定額の税を課す方式、プロバイダとのインターネット接続サービス提供契約の結果、ユーザーにプロバイダから交付されるアカウントに対して、1アカウントにつき年額 100 円等の低額の課税を行う方法、あるいは、一般財源から原資を支出する考え方がある。『平成18年度版 情報通信白書』によれば、2005 年末時点における国内のインターネット利用人口は、8,529 万人であり、その人口普及率は 68.9% となっている(図

4)。仮に一人のユーザーが複数のプロバイダとインターネット接続サービス契約を結んでいる等の状況は無視して、ユーザー 1 人が 1 契約のみをプロバイダと結んでいると仮定して、1契約当たり年額 100 円を課税すれば、85 億円が見込まれる。

### 3.2.3 課税原則との関係

個人データ流通管理機関を媒介とした電子的自力救済型個人データ保護制度の運営財源を仮に税方式で徴収することとした場合、中立性、公平性、簡索性のいわゆる課税原則との関連が問題となる<sup>29</sup>。インターネット上の経済活動に対する課税システムについて、データ主体と事業者間で直接個人データが流通することが最も多い電子商取引環境における課税の一般原則について、OECD が 1998 年に発表したレポート「電子商取引：課税の基本的枠組」のボックス 2 において、下記のようにまとめられている<sup>30</sup>。

<sup>27</sup> 私的録画補償金制度では補償金制度の対象となるデジタル方式の録画機器を特定録画機器、記録媒体を著作権法施行令により特定記録媒体とし、特定録画機器については、カタログ掲載価格の 65% を基準としてその 1% 相当額 (上限額 1000 円) 特定記録媒体についてはカタログ掲載価格の 50% を基準としてその 1% を補償金額 (消費税別) とする。http://www.sarvh.or.jp/images/312050101-01.pdf (2006. 8. 23 確認)

私的録音補償金についても算出方式は同様である。http://www.sarah.or.jp/ (2006. 8. 23 確認)

<sup>28</sup> IDC Japan, 2006 年 6 月 29 日発表プレスリリース http://www.idc-japan.co.jp/Press/Current/20060629Apr.html (2006. 8. 11 確認)

<sup>29</sup> 個人データが流通する電子商取引環境における課税原則には上記の他に効率性、確実性、実効性、柔軟性も加味される。

<sup>30</sup> 本ボックスの邦語訳として、電子商取引：課税の基本的枠組 租税委員会報告書(仮訳)を参考 http://www.mof.go.jp/jouhou/sokei/kenkyu/ron007a.htm (2006. 8. 11 確認)

## ボックス2：電子商取引に適用すべき一般原則 中立性

(i) 課税は、電子商取引の諸形態間及び電子商取引と伝統的取引の間で、中立かつ公平であるべきである。ビジネスの決定は、課税に関する考慮ではなく経済的な考慮に動機づけられるべきである。類似の状況下で類似の取引を行う納税者は、類似の課税を受けるべきである。

### 効率性

(ii) 納税者のコンプライアンスコスト及び税当局の行政運営コストは、でき得る限り最小化すべきである。

### 確実性及び簡索性

(iii) 課税ルールは、明確かつ簡単に理解できるものであるべきである。そうすれば、納税者は、いつ、どこで、どのように課税されるかを含め課税の結果を取引に先立ち予測することができる。

### 実効性と公平性

(iv) 課税は、正しい時期に正しい税額を生み出すべきである。脱税及び租税回避の可能性は、その対抗策とそのリスクとの釣り合いを保ちつつ、最小化されるべきである。

### 柔軟性

(v) 課税制度は、技術及び商業の進展についていくために十分に柔軟であり、ダイナミックである必要がある。

中立性原則は上記 OECD レポートの Paragraph 5 において、「電子商取引に関する新しい執行上または法制上の措置や既存の措置の変更を、それらの措置が既存の課税原則の適用の助けとなることを意図し、電子商取引に対して差別的な税の取扱いを課すことを意図しない限りにおいては、妨げるものではない」<sup>31</sup>とされる。電子商取引環境においてまったく新しい措置の導入を排除するものではない趣旨である<sup>32</sup>。また、中

立性については、当初の目的が電子商取引の発展を目指したものであっても、中立性に影響を及ぼす内容の優遇措置の導入により、当初の目的の達成が困難になる場合がある。特定の経済活動に課税上の優遇を行うことは、優遇枠外の経済活動の阻害を生み出し、電子商取引のような変化が早く、新たなビジネスモデルが日々生み出される環境では優遇枠外の経済活動の活力が失われることになりかねない<sup>33</sup>。また、優遇措置の導入はビジネスの方法を歪めるばかりか、事業者をレント・シーキング活動に導くことになりかねない<sup>34</sup>。

公平性については、デジタルデバイド問題との関係が指摘されるが、電子商取引課税においては、デジタルデバイドは無関係の問題である。電子商取引課税においては、効率性が重視されるべきで、そのために公平性より中立性が重視されるべきであり、所得分配を当初目的として電子商取引課税を検討するのは不適切であるとされる<sup>35</sup>。

簡索性については、デジタル環境においては、その予見可能性を確保する上で、重要な要素となるとされる。予見可能性がないと課税上の取扱について、不確実性が顕著となり、電子商取引全体の発展に歪みと非効率性をもたらすことになるからである<sup>36</sup>。

以上を前提として、電子的自力救済型個人データ保護制度の財源として、税形式を採用する場合の上記(1)~(4)のプランについて、課税原則との関係について概観する。まず、(1)では、事業者側の税額の計算と課税庁による検証業務が複雑になる点で税の3原則である簡索性についてネックが生じる。また、収集した個人データの項目によって、ある項目と別の項目で税率に差を設けることは中立性原則に反しないかが問題となるばかりか、個人によってプライバシーに対する価値観が異なる項目を税額計算の対象とする点についてのコンセンサスの形成が問題となる。この方式を導入する場合は、法人の個人データ処理業務に対してのみ適用することが適

<sup>31</sup> 本パラグラフの邦訳については、注30参照

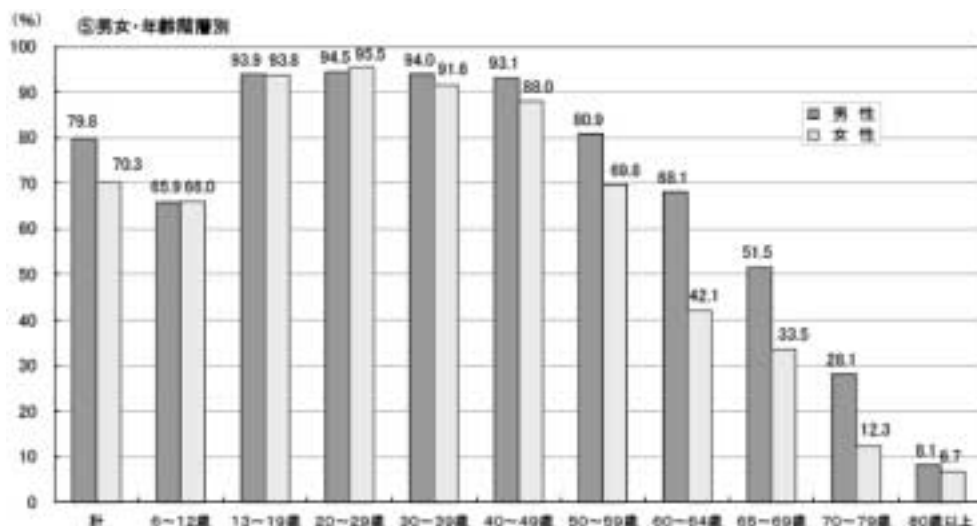
<sup>32</sup> 渡辺、前掲(注23)著, p.33

<sup>33</sup> 渡辺、前掲(注23)著, p.35

<sup>34</sup> 渡辺、前掲(注23)著, p.36

<sup>35</sup> 渡辺、前掲(注23)著, pp.38 - 39

<sup>36</sup> 渡辺、前掲(注23)著, p.40



出所：総務省情報通信政策局『平成17年版 通信利用動向調査報告書』p.32

図5・わが国の男女年齢別インターネット利用率

当である。仮に個人に本方式を適用した場合は個人ユーザーのほぼ誰もがに行っていると思われるメールの送受信についての評価が問題となり、憲法上の精神的自由権への抵触が懸念されるからである。

(2)の方式のメリットはその簡素性にある。(1)の方式では、上記のように収集されたデータ項目の評価を税率の面で加味することで多様な個人データ保護意識に対応することができる反面、データ項目のプライバシー侵害リスクを税率差として反映させた場合、その効率性と中立性が問題となる。本方式ではPC本体に課税するかストレージデバイスの容量に比例した課税を行うかにかかわらず、各機器の導入の際に1度だけ課税が行われる点と税額の算定が容易に行えるという簡素性の面でメリットが大きい。また、容量の大きなデバイスを得れば、より多くの個人データを取得したいという欲求を反映した透明性の高い制度を設計することができる。しかし、本方式では出荷されるPCの台数、あるいはストレージデバイスの容量が課税ベースとなるため、プライバシー侵害リスクを的確に税率に反映させる柔軟性の面では逆に課題が残る。

(3)の方式はプロバイダとのインターネット接続サービス契約の結果、発行されるアカウントに課税する方式であり、(2)の方式よりもインターネットの利用者をよりの確に捕捉した課税を行うことが可能となる。アカウント、あるいはプロバイダとユーザー間で締結されるインターネット接続サービス提供契約書が課税ベースとなるため、効率性と簡素性の面でも有利である。ただし、(3)の方式では、プロバイダとインターネット接続サービス提供契約を締結していないユーザー(例えば、学校や職場のPCからのみインターネットを利用するユーザー)や、PCや携帯電話をまったく利用しない、あるいは利用できない環境にあるユーザーの救済が問題となる<sup>37)</sup>。(4)のように純粋な人頭税とする案は(3)の問題を克服できるが、インターネットを全く利用しない層には、自らが個人データ流出の被害者・加害者となりうる状況に対する認識が不足している現状ではコンセンサス形成の面で課題が残ることになる。平成16年末時点では、50 - 59歳の世代の約35%、60歳以上の世代の約75%にはインターネットは普及していない(図5)。これらインターネットを自ら利用しない者に対する公平

<sup>37)</sup> ユニバーサル・アクセス税の議論においても同様のISP料金から定率でユニバーサル・アクセス税を徴収し、地方へ補填するプランを現実解として捕らえる見解が存在する。太田昌孝「ユニバーサル・アクセス税」『情報処理学会誌』Vol.41, No.11(2000), pp.1278-1279

性をどう考えるかが課題となる。

### 3.3 税方式における制度設計案の総合評価

以上、電子的自力救済型個人データ保護制度を運営する財源として、事業者、データ主体の双方から、国が税方式で徴収し、機関に分配する場合において、考えうるパターンと課題を課税原則との関係から整理した。筆者はこれまでの研究<sup>38</sup>において、負担のあり方について、(1)案と(3)案を組み合わせた形態を想定し、事業者は、個人データの収集量(具体例としては、収集した個人データのデータ主体の延べ人数)に応じて、データ主体は年あたりの定額制で利用契約を締結しているインターネット・サービスプロバイダに利用料金とともに支払うものとした。データ主体側にも負担を求めた理由は、Winny に対するウィルス感染による個人データ流出のように、個人の私有 PC に業務用の個人データを保存し、当該 PC に Winny を導入し、ウィルス感染したために個人データがネットワーク上に流出した事例が相当数見られることから、不正な電子的自力救済が実行された場合の事業者への責任を分担して負担させることで、データ主体側のネットワークの安全確保に対する参加意識を向上させる趣旨である。サイバー社会においては、我々ユーザーは、個人としての存在が尊重されなければならないデータ主体であると同時に一歩間違えば、プライバシー侵害の加害者ともなりうる。事実、事業者のサーバーから流出したデータに数千件ものアクセスがなされるケースは少なからず発生している。このような状況では、個人・あるいは特定の企業レベルでプライバシー侵害に対する苦情処理や電子的自力救済の誤作動に対するリスクを負担<sup>39</sup>させることも問題である。全体から薄く広くリスクを負担してもらい、データ主体間の相互互助により、ネットワークの安全を維持してゆくことが必要である。

上記の各制度設計案の総合評価については、租税原則との関連、特に簡索性と効率性の側面を重視すれば、筆者が当初想定した(1)案のビット税形式に類似した方法よりは(2)案のストレ

ジデバイス税のようなハードに対する課税が有利となろう。(2)案の方式では税方式以外にも前述の私的録音録画補償金制度が既にデジタル方式の録画・録音機器を用いて私的使用を目的として映像を録画し、あるいは音声を録音する者から当該デジタル方式の録画・録音機器の価格に補償金を含めて徴収する一括納付方式の補償金制度として定着し、ており、既存制度との整合性の面でも有利である。

【制度設計】のように個人データ流通管理機関の性格付けを公共性の強いものにした場合には、税方式のよる原資調達が必要となる。一方、旧 ECOM ADR のような民間型 ADR を想定する場合は、(1)案のビット税形式の財源確保策よりは、(2)案を私的録音録画補償金型の機器価格転嫁型の一括收受形式の補償金方式として設計することになる。現在のわが国の司法制度と ICT の関係を考慮した場合、直ちに本稿提案の電子的自力救済型個人データ保護制度が国家制度として導入されるには時期尚早の面がある。旧 ECOM ADR のような民間型 ADR から出発して、実績と検証を積み重ねることにより、国家制度に取り込まれるという制度導入形態を採る場合は、機器価格転嫁型の一括收受形式の補償金方式による原資調達が現実味を帯びることになろう。

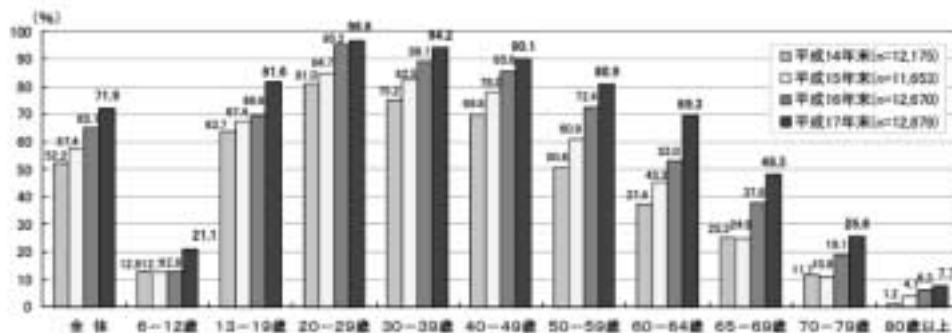
保険金方式は上記(1)～(4)案のどれにも対応しやすい点がメリットであるが、意識啓発の面からはインパクトがやや弱い面がある。現状では、企業を加入対象とした個人情報漏えい賠償責任保険制度が存在する。

### 3.4 司法支援制度としての電子的自力救済型個人データ保護制度と補助金方式による財源確保

前節においては、電子的自力救済型個人データ保護制度の財源制度としては、筆者が当初想定したビット税形式類似の財源確保策よりは、機器価格転嫁型の一括收受形式の補償金方式として設計するのが現実的であるとの方向性を得た。ただし、ここで検討しなければならないのは、(2)案を採用した場合の PC を保有していない

<sup>38</sup> 橋本、前掲(注1)論文, p.100

<sup>39</sup> 苦情処理における個人情報取扱事業者の負担について、新美育文「個人情報保護法成立の意義と課題」『法律のひろば』Vol.59, No.9 (2003), pp.22-24



出所：総務省情報通信政策局『平成17年 通信利用動向調査報告書』p.18

図6・携帯電話の利用率の推移

個人のデータや(3)案を採用した場合のインターネット接続サービス提供契約を締結していない層の個人データも現在では広くネットワーク上で処理されるという点への対応である。これらの層の個人データを電子的自力救済により保護する場合、これらの層は費用を負担していないので、救済の対象とせず、電子的自力救済の誤発動によって、個人データファイルの実行者が被った損害の賠償責任を直接負わせるとしてよいという点である。機関の性格付けについて、公共性を強めれば、一般財源で対応可能である。問題は個人データ流通管理機関を民間型ADRとして位置づける場合である。

電子的自力救済型個人データ保護制度の本来の制度趣旨は、個人データがネットワーク上に流出した場合の司法手続による救済のボトルネックとなるデジタルデータの流通と現行司法制度とのタイムラグ縮小による救済の実効化である。そのため、PCを保有していない、あるいはインターネット接続サービス提供契約を締結していないことのみを持って電子的自力救済型個人データ保護制度から排除することは弱者の切捨てとなり、本末転倒である。故にPCを保有していない、あるいはインターネット接続サービス提供契約を締結していない層も電子的自力救済型個人データ保護制度による救済を受けさせるべきである。

仮に電子的自力救済型個人データ保護制度の財源を私的録音録画補償金制度のように機器に

付随した方式の補償金、あるいは保険金方式で制度設計する場合、任意登録制度により、補償金(保険金)を支払った者に誤発動の際の救済制度を適用することはもちろんであるが、これだけではPCや携帯電話のようなネットワーク機器を全く利用しない層を救済することができない<sup>40</sup>。ただし、携帯電話をも対象に含めれば、その保有率は89.6%<sup>41</sup>であり、利用率は71.9%<sup>42</sup>であり、60歳以上の世代で10ポイント以上の伸びを示していることから、補償金制度の徴収対象を情報通信機器にまで広げれば、制度参加者の裾野を広げることができる。

しかし、図7のように50～70歳代の世代においては、男性を中心に携帯電話の普及が進み、男女間格差が解消されていない<sup>43</sup>点を考慮すれば、制度参加者以外からの出資を得る方法を検討する必要はやはりある。これには上述のように寄付と補助金がある。

これらのうち、特に補助金形式には、デジタルデバイド解消のために補助金を投入することに対して、効率性の観点から否定的な見解が存在する<sup>44</sup>。前述のように本稿提案制度の目的はデジタルデータの即時性に対して現行司法制度が抱える限界の縮小による救済の実効化であり、デジタルデバイドの解消自体を目的としていない。むしろ、司法支援制度の一種であると考えられる。法律支援制度のうち、現行法律扶助制度では、財団法人法律扶助協会に対し、国から補助金が支出されている。法律扶助協会は「法律上の扶

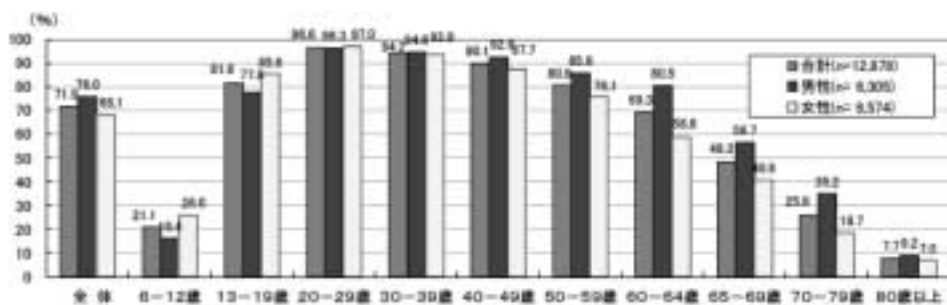
<sup>40</sup> 逆に私的録音録画補償金制度では、その問題点として私的録音を行わないユーザーまでもが特定機器購入時に知らない間に補償金を負担させられている点の不公平性が指摘されている。文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書(2006)』p.50

<sup>41</sup> 総務省情報通信政策局『平成17年 通信利用動向調査報告書』(2006.3) p.1

<sup>42</sup> 総務省、前掲(注41)報告書、p.18

<sup>43</sup> 総務省、前掲(注41)報告書、p.18

<sup>44</sup> 渡辺、前掲(注23)著、p.39



出所：総務省情報通信政策局『平成17年 通信利用動向調査報告書』p.18

図7・男女年齢階層別の携帯電話利用率

助を要する者の権利を擁護し、もってその正義を確保する」(寄附行為第5条)ことを目的として設立された財団法人である。法律扶助協会の法律扶助事業は資力に乏しい人のために裁判に必要な費用を立替えて、弁護士や司法書士を紹介する事業である<sup>45</sup>。本制度の適用により、裁判援助(代理・書類作成援助)を受けるには、下記の3要件を要する。本制度は裁判費用の「立替」である。本制度の適用を受け、援助を受けた人は、立替金を返還する必要がある。返還は月賦の定額払いであり、被援助者の経済状況に配慮している<sup>46</sup>。なお、法律相談に関する援助は無償である<sup>47</sup>。

自分では費用が出せないこと(資力要件)  
事件が勝訴の見込みがないとはいえないこと  
法律扶助の趣旨に適すること

については、民事裁判等手続で自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない、又はその支払により生活に著しい支障を生ずるという民事法律扶助法上の基準に基づき、法律扶助協会で審査基準が設けられている。具体的には、単身者の場合、月収18

万2千円以下、2人家族で月収25万1千円以下、3人家族で手取り月収27万2千円以下4人家族では月収29万9千円以下が扶助の対象となっている<sup>48</sup>。

については、「援助を受けることが、報復的感情を満たすだけや宣伝のためなど、法律上、経済上以外の目的にむけられている場合や、権利濫用となる訴訟など、社会正義もしくは法に照らし援助するのが相当でない場合」には援助不開始となる<sup>49</sup>。また、援助の契約や、付された条件に同意しないときも援助は行われない。本事業の運営財源として国からの補助金が昭和33年度から交付されている。補助金の使途は平成5年度からは国の補助金の一部は裁判前の法律相談援助(法的助言)にも使えるようになり、平成12年10月からは、裁判所提出書類を司法書士又は弁護士に作成してもらった書類作成援助も開始される等、年々拡大をみている。平成17年度においては、扶助費補助金として3,296,590,000円が、書類作成援助補助金として123,482,000円が、法律相談援助補助金が512,878,000円、そして調査費補助金として41,991,000円が国からの補助金として支出されている<sup>50</sup>。

<sup>45</sup> (財)法律扶助協会の法律扶助事業は2006年10月2日より日本司法支援センター「法テラス」に移管された。

<sup>46</sup> <http://www.jlaa.or.jp/system/index.html> (2006. 8. 21 確認)

<sup>47</sup> <http://www.jlaa.or.jp/use/index.html> (2006. 8. 21 確認)

<sup>48</sup> <http://www.jlaa.or.jp/use/index.html> (2006. 8. 21 確認) 本基準は生活保護の基準と比べた場合、その1.3倍程度で、国民の世帯収入の下から20%程度の人をカバーする。ただし、協会の発表によれば、実際に扶助を受けた人の多くは収入がなく、生活保護の受給者は全体の40%に達する。また、被援助者の6割が女性で占められている。援助を受けた人の職業では、全体の60%が無職となっており、給与生活者は16%にとどまっている。

<sup>49</sup> <http://www.jlaa.or.jp/use/index.html> (2006. 8. 21 確認)

<sup>50</sup> (財)法律扶助協会平成17年度民事法律扶助事業勘定・事業の部収支予算書 [http://www.jlaa.or.jp/outline/economy/h\\_17/pdf/h17\\_yosan.pdf](http://www.jlaa.or.jp/outline/economy/h_17/pdf/h17_yosan.pdf) (2006. 8. 20 確認)

### 3.5 小括

本章では、電子的自力救済型個人データ保護制度とプログラムの誤動作時の第一次的な救済制度の財源として、税方式、補償金方式、保険金方式、補助金等について、そのメリットとデメリット、及び導入に際しての現状における課題について検討した。その上で電子的自力救済型個人データ保護制度の財源制度のあり方として、筆者が当初想定したビット税形式類似の財源確保策よりは、情報通信機器への価格転嫁型一括収受形式の補償金方式として設計するのが現実的であるとの方向性を得た。また、PCや情報通信端末を有さない、特に高齢女性層を電子的自力救済型個人データ保護制度の対象とするため、電子的自力救済型個人データ保護制度を司法支援制度として見た場合の財源調達の可能性として、法律扶助制度における補助金に関する状況を概観した。ネットワーク上への個人データ流出では、今後、PCや携帯電話のような情報通信端末を利用しない層の個人データの流出における救済の実効性が問題となることが予想される。この問題に対応するためには、単一の財源に頼るよりも総合的な財源調達システムが必要である。

上記の議論は現行制度との整合性を重視し、公共財である現在の司法制度の国家による独占運営が継続することを前提としている。しかし、仲裁法改正や裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR促進法）の制定は民間ADR機関による紛争解決の増加が期待されている証左でもある。やがて、司法の民営化<sup>51</sup>ともいえる状況が確立すれば、保険金制度の採用も視野に入れることができる。現在では訴訟費用保険制度（弁護士保険、権利保護保険）が日弁連と損害保険会社との協定により運営され、弁護士費用を含む訴訟費用が保険で填補される制度が存在する<sup>52</sup>。本保険の対象が民間ADR機関の利用にも拡大され、国民皆保険制の公的保険とされれば、司法アクセスのコストを国民が等しく負担する医療保険に近いシステムが構築され、ネットワーク上への個人データ流出に限られない柔

軟な制度運営が可能となろう。

## 4. おわりに

本稿では、個人データがネットワーク上に流出した場合に司法手続による救済の実効化策である電子的自力救済型個人データ保護制度の費用負担のあり方について検討した。司法制度と現状のICTの関係を見ると、裁判所への手数料納付は、電子納付ではなく、印紙制度が依然として残る。また、インターネットによる裁判所への申請も期日指定の申立て、期日変更の申立て、調査の囑託の申出等一部の手続ができるに限られ、訴訟自体の申立はできない。取扱庁も札幌地方裁判所に限られ、実際の利用もほとんどされていないようである。その一方でサイバーコート構想のように法廷をIT化する研究は進行している。

重要なことは、今日、ネットワーク上で発生する権利侵害は、法廷へのIT技術の導入やオンライン申立制度だけで解決されるものではないことである。被害者が法的インフラにアクセスしようとしているその瞬間にも実際の被害は拡大していくからである。これが現在のサイバー空間の現実であることを我々は忘れるべきではない。今後は、司法制度と情報技術の関係のあり方自体もその変容を迫られることになることを再認識する必要がある。

【付記】本研究は電気通信普及財団・研究調査助成（2006. 4～2007. 3）による。

## 参考文献

- ・私的録画補償金管理協会：<http://www.sarvh.or.jp/>
- ・私的録音補償金管理協会：<http://www.sarah.or.jp/>
- ・日本司法支援センター（法テラス）：<http://www.houterasu.or.jp/>
- ・日本弁護士連合会：<http://www.nichibenren.or.jp/>
- ・（財）法律扶助協会：<http://www.jlaa.or.jp/>
- ・最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』（2005）

<sup>51</sup> 司法の民営化については、長谷部由起子「法化社会における司法制度 司法の民営化は可能か」『ジュリスト』No.1317（2006），pp.139-146

<sup>52</sup> 訴訟費用保険は対象が第三者の加害行為により被保険者の身体または財産に損害が生じた場合にのみ適用されるため、現状では普及が進んでいないとされる。高中正彦「司法制度のコストと当事者の費用負担」『ジュリスト』No.1317（2006），pp.152-153

- ・司法制度改革と先端テクノロジー研究会『司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言』(2004. 2)
- ・総務省情報通信政策局『平成17年 通信利用動向調査報告書』(2006)
- ・文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書』(2006)
- ・太田昌孝「ユニバーサル・アクセス税」『情報処理学会誌』Vol.41, No.11 (2000), pp.1278-1279
- ・小川憲久「知的財産権の保護と自力救済」『法とコンピュータ』No.23 (2005), pp.39-47
- ・櫻井紀彦「カプセル化コンテンツの動向と展望」『情報処理学会研究報告 EIP-12 (2001), pp.2-4
- ・高中正彦「司法制度のコストと当事者の費用負担」『ジュリスト』No.1317 (2006), pp.147-153
- ・夏井高人「手続的正義 情報社会における社会構造の変化と正義の維持」『法とコンピュータ』No.23 (2005), pp.49-51
- ・橋本誠志「ネットワーク上における個人データ流出と被害拡散防止制度の設計に関する一考察」『設立20周年記念懸賞論文集 平成15年度情報通信学会年報』(財団法人情報通信学会・2004), pp.89-103
- ・橋本誠志「ネットワーク上への個人データ流出と被害拡散防止制度について」『情報ネットワーク・ローレビュー』Vol.5(情報ネットワーク法学会・株式会社商事法務・2006), pp.71-84
- ・長谷部由起子「法化社会における司法制度 司法の民営化は可能か」『ジュリスト』No.1317 (2006), pp.139-146
- ・山田孔太、木下宏揚、森住哲也「情報フィルタと情報カプセルによる著作権・所有権保護システム」『情報処理学会研究報告 CSEC-34 (2006), pp.43-50
- ・吉野夏巳「基本的個人情報公開とプライバシー権」『クレジット研究』No.24 (2000), pp.140-152
- ・青柳武彦『サイバー監視社会』(電気通信振興会・2006)
- ・牛嶋 正『租税原理』(有斐閣・2004)
- ・北川善太郎『コピーマート』(有斐閣・2003)
- ・北野弘久『税法学原論[第5版]』(青林書院・2003)
- ・渡辺智之『インターネットと課税システム』(東洋経済新報社・2001)
- ・Ethan Katsh and Janet Rifkin, [Online Dispute Resolution: Resolving Conflicts in Cyberspace](#), San Francisco, JOSSEY-BASS, 2001